破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２５号
函館市東山町182番地169
債務者　小田中芳則
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
岩手県大船渡市三陸町綾里字宮野133番地１、前住所宮城県塩竈市新富町５番３号　ホワイト・キャッスル103号
債務者　花輪　雅江
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２０８号
山形市大字渋江７番地
債務者　鈴木トミ子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３号
山形市三日町２丁目１番23号
債務者　古川　良一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１７号
山形市円応寺町５番15号　シティーハイム105号、前住所山形市長町４丁目２番33号
債務者　秋野由喜子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1688番地10
債務者　杉浦　　勤
1　決定年月日時　平成27年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１２８４号
埼玉県川口市前川２丁目12番11号　マイコーポ202号
債務者　河原　哲夫
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
埼玉県戸田市新曽南２丁目７番７―303号
債務者　中尾　昌弘
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
埼玉県戸田市新曽南２丁目７番７―303号
債務者　中尾　恵美
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台２丁目14番14号
債務者　今井　彰宏
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
埼玉県上尾市大字原市2070番地13
債務者　佐藤　政人
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
さいたま市緑区道祖土２丁目３番17―206号
債務者　森元　雪恵
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
埼玉県越谷市北越谷２丁目５番12号
債務者　澤村　元章
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目384番地６
債務者　小林　清英
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
埼玉県草加市氷川町2170番地11　カウベル302号、旧住所埼玉県草加市柳島町21番地コーエープラザＢ―104号
債務者　小沼　謙一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７３号
岡山県笠岡市中央町26番地７　市営住宅本町ビル団地402号、居所広島県福山市佐波町576―１　福山こころの病院
債務者　二階堂雅康
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４８５号
栃木県鹿沼市日吉町306番地２
破産者　駒場　勝則
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係